

災害廃棄物及び放射能除染の処理に係る各検討会での議事録不作成に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年三月八日

福島みづほ

参議院議長 平田健二殿

災害廃棄物及び放射能除染の処理に係る各検討会での議事録不作成に関する質問主意書

東日本大震災により発生した大量の災害廃棄物及び放射能除染について、その処理を早急に進めるために、昨年、環境省内にその処理方法の検討を行うことを目的とした「災害廃棄物安全評価検討会」及び「環境回復検討会」が設置された。

これらの会議の内容には、災害廃棄物の処理や放射能除染をどのようにすれば安心・安全が確保されるかという重要な問題を含んでおり、それぞれの会議でどのような議論が交わされ、何が検討されたかについて、国民に広く共有されるべきとの考え方から、以下質問する。

- 1 「災害廃棄物安全評価検討会」の議事録について
 - 1 第一回から第十一回まで開催されたすべての検討会のうち、議事録は第一回から第四回までしか存在しないとのことであるが、これは事実か。
 - 2 第一回から第十一回まで開催されたすべての検討会について議事要旨を作成したことであるが、前記1が事実の場合、なぜ第一回から第四回まで議事録を作成しながら、途中から議事要旨のみとする取扱いに変更し議事録の作成を止めたのか、その理由を説明されたい。本件について、私が環境省から

説明を受けた際には、風評被害を防ぐためや予算節約のためなどの理由によるものであつたが、なぜ検討過程を非公開とすることが風評被害を防ぐことにつながるのか。検討過程を非公開とした結果、全国の自治体から災害廃棄物が受け入れられず、受入れを表明した自治体でも強い反対の声が出ている現状を踏まえ、検討過程を非公開とする具体的な理由について明確に説明されたい。

3 第一回から第四回までの議事録は存在するにもかかわらず、なぜ会議資料や議事要旨とともにホームページ上で公開されなかつたのか、具体的な理由について明確に説明されたい。

4 第五回から第十五回まで開催された検討会において、メモや録音データは記録のために保存されているのか。

5 第五回検討会以降、議事録から議事要旨のみとする取扱いに変更する際に、当該判断について政務三役の了解を取つていたのか。了解を取つていた場合、政務三役のうち誰の了解か。また、政務三役の了解を取つていない場合、環境省内の誰の判断に基づき変更したのか。

二 「環境回復検討会」の議事録について

1 この検討会は全部で何回開催されたのか。また、そのうち議事録が存在する回数及び議事要旨の作成

で対応した回数をそれぞれ示されたい。

2 前記1のうち、議事録を作成せずに議事要旨の作成で対応した場合において、その理由を前記一の2と同様に明確に説明されたい。

3 この検討会において、メモや録音データは記録のために保存されているのか。

4 この検討会の議事の記録を議事要旨の作成で対応した際、当該判断について政務三役の了解を取つていたのか。了解を取つていた場合、政務二役のうち誰の了解か。また、政務三役の了解を取つていない場合、環境省内の誰の判断に基づき議事要旨の作成で対応したのか。

三 災害廃棄物の処理の受入れや放射能除染に係る問題点の検討及びその判断を行うためには、簡単な議事要旨ではなく、すべての議論の経過を正確に確認できる議事録を作成し、それを広く公開することが必要であり、行政機関は公正な情報提供を行うべきと考える。

公文書等の管理に関する法律は、「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようすることを目的」とし、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程及び実績が把握できる文書の作成等を義務づけている。これらの点に照らして、各検討会において議

事録を作成しなかつたことをどのように説明するのか、政府の見解を明確に示されたい。また、今後、各検討会のすべての議事録を作成・公表する予定があるのか、政府の方針を明確に示されたい。

四 検討過程が非公開であり、かつ、当事者となる自治体等の参加・関与もない中での議論の下で災害廃棄物の広域処理が決定されたことにより、災害廃棄物の処理の受入れに反対する市民はあたかも復興を願つていなかのような風潮につながつてゐる。ICRPの勧告（Publ.111）でも、現存被ばく状況における放射線防護においては、正確な記録、透明性及び利害関係者の関与が重要と指摘しており、当該勧告は日本での復興に役立つよう例外的にホームページ上で英語版及び日本語版が共に無償提供されている。それにもかかわらず、検討過程が非公開であり、かつ、当事者となる自治体等の参加・関与もない中での議論の下で、政府が災害廃棄物の広域処理を決定する理由はどこにあるのか、明確に説明されたい。

五 各検討会の委員の選任はどのように行つたのか。その経過及び理由について、委員別に具体的に説明されたい。

右質問する。